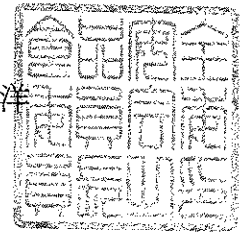




府食第509号
平成30年7月31日

農林水産大臣
齋藤 健 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成30年7月23日付け30消安第2055号により貴省から当委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の設定については、既に化成肥料として使用されているりん酸マグネシウムアンモニウムを複合肥料に新たな規格として設定するものである。また、りん酸マグネシウムアンモニウムについては、有害成分の含有量も既存の化成肥料の基準値を超過したものは見られていない。このため、本公定規格の設定は人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。